

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第61号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条の9第1項第1号イ中「10,550,000円」を「11,150,000円」に改め、同項第2号イ中「7,400,000円」を「7,800,000円」に改め、同項第3号イ中「4,200,000円」を「4,450,000円」に改める。

第21条の14第1項第1号中「せき髄」を「脊髄」に改め、「常に」の右に「又は随時」を加え、同項第2号中「常に」の右に「又は随時」を加える。

第32条表以外の部分中「次の表に掲げるところによる」を「行財政局人事担当局長が定める」に改め、同条の表を削る。

附則第7項第2号中「100分の5」を「災害発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）における法定利率」に改める。

附則第8項、第14項第2号及び第15項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

第1号様式から第21号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条の9第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第21条の14第1項の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由が生じた長期家族介護者援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規則附則第7項, 第8項, 第14項及び第15項の規定は, 令和2年4月1日以後の支給の停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金について適用し, 同日前の支給の停止に係る障害補償年金又は遺族補償年金については, なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 従前の様式による用紙は, 市長が認めるものに限り, 当分の間, これを使用することができる。

(行財政局人事部給与課)